

令和6年度三重県観光客実態調査業務 仕様書

1 業務の目的

当該業務は、三重県内の主な観光施設（以下「調査地点」という。）を訪れた観光客（以下「来訪者」という。）の旅行目的、滞在種別（日帰り・宿泊）、来訪手段、消費額、満足度など、三重県を訪れる来訪者の行動実態に関する調査（以下「三重県観光客実態調査」という。）を実施し、その特性、傾向等の分析、考察を行い、観光振興に関する施策の立案に生かすために実施するものである。

なお、三重県においては、「みえの観光振興に関する条例」に基づく「三重県観光振興基本計画」や三重県の中期戦略計画である「みえ元気プラン」において、三重県への来訪者の「量（観光消費額）」と「質（観光客満足度等）」の両面に着目した目標を設定しており、当該調査を通じて得られたデータを用いて当該目標値の進捗状況を把握する。

2 契約期間

契約日から令和7年3月24日（月）まで

3 業務内容

(1) 三重県観光客実態調査の実施

① 調査方法

調査地点を訪れた来訪者（日本人）を対象とした調査員による対面聞き取り調査とする。

② 調査地点

原則として、県内14地点

※調査地点の選定については、県内5つの地域区分（北勢・中南勢・伊勢志摩・伊賀・東紀州）のバランスや各地点における観光入込客数、過去5年の調査地点での実績などを考慮したうえで、提案事業者による提案内容をもとに、三重県と協議して決定するものとする。

③ 調査時期

実施時期は、令和6年度四半期（4～6月、7～9月、10～12月、1～3月）の年4回とする。実施日は、各四半期のうち、当該四半期の観光入込客の平均的な訪問地点数、観光消費額単価が把握可能な任意の休日とし、県と協議のうえ決定するものとする（各調査地点で年4回）。

なお、悪天候や新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動制限等、県の責めによらない事由により、調査日程を変更した場合は、提案事業者において、調査協力施設と日程調整等を行うこと。

※（参考）国の「観光入込客統計に関する共通基準」では、都道府県ごとに全ての調査地点で同日に実施することが理想的とされている。

④ 調査サンプル数

総サンプル数：年間3, 500以上

※有効な回答が得られた調査票のみサンプル数としてカウントする。

※上記の条件下で、総サンプル数を確保できるよう計画すること。

※四半期毎のサンプル数の配分は、四半期毎の集客状況に合わせたものとし、調査実施前に年間取得計画を作成し、県と協議すること。また、調査日に計画するサンプル数に至らなかった場合、速やかに県に報告するとともに、追加調査等を行うなど、サンプル数を確保するために必要な措置を、県と協議したうえで行うこと。

⑤ 調査項目

経年変化を捉えた分析を行うため、原則として過年度に実施した「三重県観光客実態調査事業」において調査した項目及び国の「観光入込客統計に関する共通基準 (<http://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/irikomi.html>)」に準じた項目とする。

調査項目は別添「調査票(例)」を参考とし、提案事業者において、調査項目についての提案がある場合は、三重県と協議して決定するものとする。

⑥ 調査方法

- ・調査の実施にあたっては、適切な調査結果が得られるよう、質の高い（対面調査の経験やコミュニケーションスキル等を有する）調査員を確保すること。
- ・調査員に対して、対面聞き取り調査での接遇やアンケートの記入方法・注意事項等について十分説明を行い、適正な調査が行えるようにすること。
- ・調査対象とする来訪者は、観光を終えた者とする。また、特定の世代や旅行形態、団体旅行者に偏らないよう配慮すること。
- ・調査の回答をどのように集め、どのように補正して信頼度の高い調査結果とするか、企画提案書に記載すること。
- ・調査の実施にあたっては、県調査である旨の表示をした腕章もしくは名札を必ず着用すること。
- ・調査の実施にあたっては、新型コロナウイルス等の感染症対策を実施すること。
- ・調査日には、適当な人数の監督員を配置すること。監督員は、来訪者等とのトラブルが生じた場合、県に早急に連絡を行うとともに、連携してその処理にあたること。
- ・円滑に調査が行えるよう、調査員の健康管理を適切に行うとともに、問題が生じた際は速やかに対応できるよう体制を構築すること。
- ・当該業務が、国が策定した「観光入込客統計に関する共通基準」に準拠した調査となるよう、その実施全般にわたって配慮すること。

⑦ 調査に協力いただいた来訪者に配布するノベルティ

調査に協力いただいた来訪者に配布するノベルティを用意すること。ノベルティの内容については、三重県らしさを感じられるものとし、県と協議したうえで決定すること。

また、ノベルティと合わせて配布する三重県の観光パンフレットについては県から提供するが、各調査地点への送付は調査票等と一括して提案事業者が行うこととし、

その際の送料は提案事業者が負担すること。

⑧ 調査データの整理

調査で聞き取った内容が的確に反映され、信頼度の高い調査結果となるよう、データクレンジング等を行ったうえでデータを整理すること。

(2) データの分析及び考察並びに報告書（調査結果のサマリー）の作成

① データの分析及び考察

当該調査（アンケート調査）結果の出力は、各調査項目の県全体及び県内5つの地域区分毎に全体/期別集計を行い、項目毎の特徴やその要因について、過去の調査結果や県内外の社会情勢などを加味した分析を行うこと。

② 報告書（調査結果のサマリー）の作成

報告書として、暦年（令和6年1月から12月）の調査結果のサマリーを作成すること。

なお、暦年の報告書の作成にあたり必要となる令和6年第I期調査データについては、県から提供することとする。

③ BI ツールデータの作成及びダッシュボードへの追加

調査データ（令和6年第II期、第III期、第IV期、令和7年第I期）について、BI ツール「Tableau」に対応したファイルを作成し、ダッシュボードにデータを追加すること。

4 納入成果物

本業務の納入成果物及び提出期限は下表のとおりとする。

成果品	提出期限	内容等
ローデータ	調査実施日から 2か月以内	・ 電子媒体（Excel）
報告書（暦年） （調査結果サマリー）	令和7年2月28日（金）	・ A4版 ・ 電子媒体（Word及びExcel）
BI ツールデータ	調査実施日から 2か月以内	・ 電子媒体（twbx）

（参照：「統計表における機械判読可能なデータの表記方法の統一ルール」の策定」

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01toukatsu01_02000186.html）

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

6 契約不適合責任

引き渡された本件目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合、受託者に対し、履行の追完を請求することができることとする。なお、契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

7 その他

- (1) 事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。
- (5) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (6) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに係る関係法令を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- (7) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (8) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ①断固として不当介入を拒否すること。
 - ②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ③三重県観光部観光戦略課に報告すること。
 - ④契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県観光部観光戦略課と協議を行うこと。
- (9) 契約締結権者は、受注者が（8）②又は③の義務を怠ったときは、暴力団等排除要綱第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (10) 障がい理由とする差別解消の推進
受託者は、業務を実施するにあたり、障がい理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。